

《 目次 》

巻頭言

超高齢社会の一断面 村田輝夫

学習会報告

性犯罪の予防と薬物依存からの更生 平野 潔

学生サークル活動報告

青森県立保健大学

平成 28 年度・県立保健大の活動報告 森美咲

弘前大学 teens & law

2016 年度の活動報告～ teens 部門の 1 年 山口夏輝

コミュニティコート報告 遠山美樹

「みらい」学ボラ体験から得たもの 對馬佳穂

巻 頭 言

超高齢社会の一断面

共同代表：村田輝夫（関東学院大学法科大学院教授）

先日、日本司法福祉学会「2017 東京大会」シンポジウム（2017 年 9 月 2 日、國學院大学）で「JR 東海認知症高齢者事故訴訟で問われたもの」というテーマで報告をさせていただいた。「生きづらさを抱える高齢者の社会統合～司法福祉の観点から考える～」という大会シンポジウムの第 1 報告であった。個人的には、若者世代の「生きづらさ」の方がより重大である気もするが、この点は措く。

当研究会も設立 13 年目を迎え、年々入れ替わりのある学生諸君はともかく、創立時の会員諸氏は、等しく齢を重ねて今日に至られていることと思う。プライベートな事情で恐縮であるが、私も 8 年前に父を、そして、昨年母をそれぞれ見送った。父が 94 歳、母が 95 歳であったから一般的には長命であろう。父が亡くなってから、事情があって母は近くの老人ホームにお世話になった。晩年はやはり認知症の症状が出て、当初は非常に戸惑った。振り回されたというのが正直な実感である。それにもだんだん慣れて、受け入れられるようになった。トシを取れば、おそらく、誰にでも訪れる人生のエピソードだと今では思っている。

ところで、母の場合には老人ホームにお世話になっていたため、簡単に外出できない状況（幹線道路に面した施設であったため、安全確保の理由から玄関は常時施錠されていた）

であったが、自宅に親を引き取り扶養しているケースでは、認知症の進行とともに徘徊が始まり、困り果てている場合も少なくない。そのような家族にとって他人事とは思えない事件が2007年12月7日に起きた。「JR東海認知症高齢者事故」である。

この事件では、91歳の認知症高齢者が、介護に当たっている家族の見守りの一瞬の間隙について外出し、駅ホーム端の施錠されていなかった扉を開けて下に降りたところ列車に轢過されて亡くなった。認知症高齢者の家族が鉄道会社から損害賠償を請求され、一・二審で家族が賠償を命じられた。献身的な在宅介護がなされていたと思われるケースで大きな社会問題となった。最高裁は、妻や長男の賠償義務を否定して、鉄道会社の請求は棄却した（2016年3月1日）。この結論は妥当だが、判決には、監督義務者責任が家族に生じる余地が法理論上残されており、慎重に検討を行う必要がある（詳細な検討はここでは省略させていただく）。認知症高齢者の家族が安心できる内容とはいいい難いと思われる。

実は、そもそも認知症者に関する基礎データがよく分からない。もちろん、精神科医ですら正確な見極めが難しいケースもありうる点は措くとして、例えば、行方不明者の推移・鉄道事故における死亡者数・負傷者数等における認知症者の数が必ずしも自明でない（このあたりの事情は、毎日新聞2014年2月20日「記者の眼」参照）。最高裁判決を受けてなされた行政の取り組みも十分とはいいい難い（2016年12月13日「認知症高齢者等による事故等の実態把握等に関するワーキンググループにおける検討について（報告）」等）。「痴呆症」から「認知症」へと公式用語が変更されたのは、2004年12月24日の「『痴呆』に替わる用語に関する検討会」報告書（厚労省老健局）であるから、「認知症」に関するデータの整理は今後の課題であろう。

そのうえで、「JR東海認知症高齢者事故訴訟」は、かなり特異な事情が投影された事件であった。毎日新聞記事（2014年1月12日付）によれば、認知症者の事故と鉄道会社の対応例では、JR各社で遺族への請求を行ったのは、JR東海の1件（720万円請求）のみで、他のJR各社では請求していない（4件）。私鉄の場合には請求事例が多い（5件中4件）が、金額が最大でも137万円に留まる。JR東海のこの事件は突出しているといえてよい。

このあたりの事情について、裁判所の認定した事実によれば、亡くなった認知症高齢者は元不動産業者であり、金融資産のみで5,000万円の資産があったとされる。おそらく相応の不動産も所有していたものと思われる。裕福な家庭であったから、狙い打ちにされた印象が拭えない。遺族側の代理人弁護士によると、JR東海側は、請求額を超える保証金を積んでまで、自宅不動産の仮差押えを行ってきたとされる（浅岡輝彦「JR東海認知症高齢者事件―最高裁判所第三小法廷2016・3・1判決」法学セミナー746号）。駅ホーム端の扉が施錠されていれば亡くなった認知症高齢者は事故に遭わなかったこと（この点を鉄道会社側の「過失」と考えることができるかどうかは見解が分かれると思われる）を考えるとJR東海の対応はやはり尋常ではない印象が強い。

最後に、超高齢社会を迎え、認知症高齢者等の施設収容には限界があり、地域社会への包摂方策が目指されている。認知症高齢者の事故については、鉄道会社がまず事故リスクを負担すべきだが、自治体などが保険に入ることも含め、社会全体としてのなんらかの支援（保険等）が検討されるべきかと思われる。

なお、本稿は、当研究会の取り組むべき課題として提起したわけではもちろんなく、自

らもシニア世代に属することになったにもかかわらずその自覚の足りないことへの自戒の念を込めた近況報告の域を出ない。巻頭言としての務めを果たせていない点をご容赦をお願いする次第である。

学 習 会 報 告

講演会「性犯罪の予防と薬物依存からの更生」

(2016年度 第2回 青森家庭少年問題研究会学習会)

平野 潔（弘前大学人文社会科学部教授）

はじめに

2016年10月6日（木）18：00より、講演会「性犯罪の予防と薬物依存からの更生」を開催した。この講演会は、2016年度第2回の学習会として、また弘前大学地域未来創生センターのプロジェクト事業である「地域における諸課題を踏まえた裁判員制度の教育・研究プロジェクト」の一環として開催されたもので、本研究会と弘前大学地域未来創生センターが主催、ファミリー・リカバリー・センターが共催したものである。

最初に講演会開催の経緯に触れた上で、講演内容について概要を説明したい。

1. 講演会開催の経緯



講師紹介をする澁谷氏

本講演会は、ティーンチャレンジ・インターナショナル・ジャパン エグゼクティブディレクターの木崎智之氏を講師としてお招きした。木崎氏は、薬物・アルコール依存症更生団体ティーンチャレンジ・ジャパンを2005年に設立し、以後、全国各地で家族の相談、病院・刑務所での面接、高校での薬物乱用防止セミナーや性犯罪予防セミナーを展開されている。

今回、木崎氏をお招きしたのは、青森県内の裁判員裁判第1号事件で裁判員

を務められた澁谷友光氏（青森ジョイフルチャペル、ファミリー・リカバリー・センター代表）からの紹介があったからである。講演会の翌日にファミリー・リカバリー・センター主催の講演会が青森市で予定されており、その前後であれば弘前市でも講演会を開催することは可能であるという打診だった。本研究会内や、地域未来創生センター内で検討し、

この打診を受けることとして、本講演会が実現した。

元々ティーンチャレンジは、薬物、アルコール、ギャンブルなどの依存症患者の回復と社会復帰を、キリスト教精神に基づいて支援する団体である。木崎氏は、ティーンチャレンジ・ジャパンの設立に携わり、2013年には岡山県に岡山更生センターを開設され、様々な依存症患者の立ち直りの手助けをしながら、高校や大学などでの講演もされている。今回は、とくに「性犯罪」と「薬物依存」という2つのテーマに関する講演をお願いした。

2. 講演会の概要



講演する木崎氏①

講演は平日の夜ということもあって、どのくらいの来場者があるか心配していたが、本研究会の会員だけでなく、teens&law所属学生を含めた学生や社会人など、30名ほどが参加してくれた。

最初に木崎氏の略歴や本講演会に至る経緯が澁谷氏から紹介され、その後、木崎氏の講演に移った。木崎氏は、まずご自身の経歴から話をはじめ、ティーンチャレンジ設立の経緯に

ついて説明された。そして、今回の2つのテーマである

「性犯罪」と「薬物依存」には共通点があることを指摘された。

講演の途中で、ティーンチャレンジ・ジャパンの現役の生徒から、体験談が語られた。彼は、暴力とアルコールの依存症があり、刑務所生活も経験していた。その半生と現在の心境などを語っていた。

体験談終了後、引き続き木崎氏の講演をお聞きした。木崎氏は、薬物依存になるプロセスを「初めて」「ハッピー」「ハマって」「破滅」という4段階に分けて説明された。そして、依存や犯罪から更生するためには、「本人の自覚と決意」「家族の理解と協力」「専門家のサ

ポート」の3つが必要であるとされた。最後に「思考パターンを置き換えること」と「新しい考え方で生きる練習」が「幸せのゴール」に結びつくとして、講演を終えられた。

講演終了後には質疑応答が行われ、「宗教以外の力で依存症を乗り越えることはできないのか」などフロアからの質問が活発に行われていた。



講演する木崎氏②

おわりに

ティーンチャレンジそのものがキリスト教精神に基づいているため、宗教色の強い講演になるのではないかと思っていたが、薬物依存のプロセスや回復過程などは、示唆に富むものであった。また、現役の生徒の体験談は、とくに衝撃的なものだった。刑務所や刑罰の意義などを改めて考えさせられた。これらを踏まえ、またこれまでなかなか取り上げられることがなかったテーマを取り上げることができたことも含めて考えると、今回は、非常に興味深い講演であったように思われる。

学生サークル活動報告

《青森県立保健大学児童福祉研究会》

I. 平成 28 年度・県立保健大の活動報告

森美咲（青森県立保健大学社会福祉学科 3 年）

1. 平成 28 年度の学習支援活動についての報告

昨年度（平成 27 年度）に引き続き、平成 28 年度も週に 1 回の頻度で学習支援活動「サタディ☆くらぶ」での活動を継続することができました。平成 28 年度のサタディ☆くらぶには 2 名の高校受験生が在籍していたため、学生は受験生と 1 対 1 で学習に向き合えるような環境づくりと、受験生それぞれが居心地よく学習に取り組めるよう尽力しました。その工夫として、受験生にはできるだけ特定の学生を担当にすることをしました。効果として、学生は子どもの成長・変化に気づき、子どもは自分のことを分かってくれる学生に相談できた、という感想をもらいました。学生の人数が少ない中で受験生以外の子どもたちとも向き合おうとした結果、受験生との 1 対 1 の対応が難しい日があったので不安ではありましたが、それぞれの努力が実り、見事 2 名とも志望校に合格・進学することができました。

学生と子どもたちがサタディ☆くらぶの場で会うたびに、子どもたちは様々な表情を見せながら自分の学習と向き合ったり、話をしたりしてくれます。身長が伸びたことを喜んだり、勉強が難しくテストの点数がなかなか上がらない悩みを打ち明けたり、自分の進路について考え始め、学生が受験生だったときどうしていたかを聞いたり、その内容は様々です。時には学生と子ども同士のお喋りで時間が過ぎてしまうこともあります。それぞれの子どもたちが時間を過ごす中で何かを思い、考え、学んでいる様子を感じることができます。

2. 平成 28 年度に行った学習支援以外の活動についての報告

平成 28 年度は、青森家庭少年問題研究会と、青森市母子会の皆さんのサポートのおかげ

もあって、4種類の行事（春のスポーツ交流会、大学祭招待、クリスマス会余興、卒業記念パーティー）を実施することができました。それぞれの行事を運営する立場として、様々な反省点がありますが、子どもたちの笑顔を見るたびに報われたような気持ちになりました。

スポーツ交流会では、学生と子どもたちがぶつかり合う全体種目と、好きな種目を選んで自由に楽しむ選択種目を行っています。今回は、全体種目でニュースポーツのドッジビーを取り入れたことで、ボールが上手く投げられる子も投げられない子も楽しむことができました。

大学祭招待では「大学の様子を知ってもらう」と「限られた所持金の中でその使い方を学ぶ」という目的の下、1人あたり500円のお小遣いを支給し、大学祭を楽しんでもらいました。子どもたちは出店を巡って興味のあるものを選んで購入したり、縁日で遊んだり、自分の目的に応じてお小遣いの使用方針を定めながら大学祭をまわっていました。青森市母子会主催のクリスマス会では、児童福祉研究会に母子会から余興の依頼があり、司会役の学生の愉快的な進行の中で、脳トレーニングクイズと少し難しいなぞなぞを通したチーム戦を行いました。子どもたちのクイズを解くのに熱中しつつ、得点を気にしながら問題に取り組む姿が印象的でした。

卒業記念パーティーでは、前半に学習会、後半にパーティーをするよう設定したことで、卒業する学生・児童が、最後の学習会で会話をしみつつ課題を進める姿が多く見受けられました。学習会終了後のパーティーでは小学校卒業生、中学校卒業生、サタディ☆くらぶ卒業生、そしてボランティアをしてくれた大学卒業生に記念品を贈呈し、将来への抱負を一言ずつ話してもらいました。パーティー終了後、卒業生に対して、サタディ☆くらぶ在籍の子どもたちや在校生たちが「元気でね」と声を掛け合い、ハイタッチしていた光景は忘れることができません。

さらに今年度は新しい行事として、弘前大学のサタディ☆くらぶさんから弘前桜まつりの招待がありました。保健大学と弘前大学のお花見交流会が行われ、子どもたちも学生も満開の桜の下、レクや昼食会を通して楽しい時間を過ごすことができました。

3. これからの活動に向けた展望

これまでの活動では子どもの居場所づくりとともに、学習支援や行事の実施をしてきました。しかしどれもやって終わり、次に向けての反省や振り返りが十分にされておらず、次に活かされていないような印象を持ちました。特に活動終わりに書く振り返りは、事前に読むことがないため、子どもの変化や成長に後から気づくという問題点があると思います。また活動に参加する子どもや学生はその日によって変化するため、子どもに固定した担当学生をつけ、子どもの変化に気づいたら褒めるというのは難しいです。私はこの2つの問題解決のために、「振り返りファイルの事前確認」を実行していきたいと考えています。やり方としては、活動前に学生に担当児童の振り返りファイルを確認してもらい、前回の様子から今回はどんな関わり方をするかや、どんなことができた褒めようかというプランを立ててもらいます。そうすることで、子どもとただ接するのではなく、関わりの中の小さな変化や成長に気づき言葉掛けをすることで、子どもたちの自信に繋がるのではないかと思います。さらに、次回誰が担当になっても情報を引き継げるような記録の書き方を、

学生自身も学ぶことができるのではないかと考えます。

また、弘前大学さんからの働きかけもあったので、保健大学の方でも青森市で行われる様々な行事に招待する企画を考えていきたいと思います。

《弘前大学 teens & law》

Ⅱ. 2016 年度の活動報告～ teens 部門の 1 年 ～

山口夏輝（弘前大学教育学部 3 年）

我々弘前大学 teens & law は現在 56 名で活動をしている。teens & law は大きく teens 部門と law 部門に分かれている。teens 部門では従来の学習支援ボランティア（学ボラ）活動に加え、子どもの貧困という社会状況に対して、学習支援や子ども食堂を通して改善を図ろうと試みている。以下では teens 部門の活動について報告し、law 部門については別稿を参照したい。

現在 teens 部門では主に 3 つの活動をしている。1 つ目が子ども自立センターみらいでの学習支援、2 つ目がサタデイ☆くらぶでの学習支援、3 つ目が NPO 法人マザーフィールドでの学習支援と子ども食堂の活動である。

1. 子ども自立センターみらいでの学習支援



子ども自立センターみらいでの学習支援は毎週土曜日の午前中に活動をしており、teens & law のメンバーが JR やジャンボタクシーを利用して通っている。現在女子の学習支援は問題なく行えているのだが、男子の大学生が少ないということもあり男子スタッフが必要という現状がある。この学習支援事業は長く teens & law が受け持ってきたということもあり、今後も継続性を持たせたいのだが teens & law のメンバーだけでは補えなくなっている。今後は他の団体などと協力体制を構築しこの活動を継続していきたいと思う。

2. サタデイ☆くらぶでの学習支援

サタデイ☆くらぶ（通称サタくら）は弘前市母子寡婦福祉会主催で行っている事業である。弘前市母子寡婦福祉会に所属している方の子ども（ひとり親家庭の子ども）を対象にしており、今年で 4 年目となる。現在サタデイ☆くらぶには毎週約 10 名の子どもたちが参加しており、スタッフは我々 teens&law の学生と社会人のボランティアスタッフ 3 名がいる。また、サタデイ☆くらぶでは年に何度かお花見や宿泊研修、クリスマス会などとい

ったイベントも実施している。このような普段の学習支援以外の活動ができるようになったのもサタデイ☆くらぶが4年目に入り、事業自体が安定してきたためだと考えられる。実際、私が関わり始めた2年前からみるとものすごく良い居場所になれていると感じることが多々ある。例えばサタデイ☆くらぶという居場所に初めてくるスタッフに対し、子どもたちはあまり警戒心を持たない。これは、事業としての、居場所としてのサタデイ☆くらぶを好きでいてくれるからであると考えられる。今後も安心していただける居場所を目指していきたい。

3. NPO 法人マザーフィールドでの学習支援と子ども食堂の活動

NPO 法人マザーフィールドとは弘前市内のひとり親家庭等に対して、ひとり親等の就労の場の提供と子育てを支援する事業を実施することにより経済的かつ社会的自立支援を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的として立ち上げられた法人である。この事業は毎週水曜の17時から20時で行われており、17時から18時で学習支援、場所を移し18時から19時で食堂支援、19時から20時でまた学習支援を行うというスケジュールで動いている。食堂支援は、土手町にあるファーマーズキッチンさんの子ども食堂事業を利用している。この事業は今年の5月からスタートし、現在中学生を中心に10名の子どもが在籍している。teens&lawは立ち上げ前の事業計画時から関わっていて、NPO 法人マザーフィールドと弘前大学 teens&law が共同して事業を行っている状態である。立ち上げて数か月の事業にも関わらず大学生スタッフを頼りにしてくれる子どもたちが多く、事業として最高のスタートを切れていると感じる。食事時も会話が絶えないほど和気あいあいとした雰囲気作りが出来ており、この調子のまま事業を安定させられるように努めたいと思う。

Ⅲ. コミュニティコート報告

遠山美樹（弘前大学人文学部4年）

1. はじめに

私たち Teens&Law は弘前大学の学祭期間である2016年10月23日に人文社会科学部4階の多目的ホールで、コミュニティコートを行いました。コミュニティコートとは、模擬裁判・模擬評議を通じた世代間交流のことです。今回のコミュニティコートでは弘前市内の中高生、大学生、保護司、一般参加の方といった、世代や性別の垣根を超えたメンバーで活動を実施することができました。



これを機に、幅広い方々に裁判員裁判に興味を持ってもらえればと思っております。

2. 模擬裁判の概要



今回の裁判は、長年勤めていた旅館をリストラされた被告人が、職を転々としていたが、どのアルバイトも続かず、ついに貯金も底をつき、空腹に耐え兼ね、コンビニでおにぎりを2個盗んだところ、それ発見した店員に追いかけられたため、これを殴って傷害を負わせたという強盗致傷事件でした。

被告人には弟と母がいたが、弟は疎遠で、母には迷惑をかけたくないと言って困窮を伝えていませんでした。

今回は、被告人の行為の計画性・悪質性や再犯の可能性等について検討した後、被告人に執行猶予をつけるか、実刑にするかを考えました。

事前に学生のみでリハーサルを行った時には、実刑にするという立場の学生も多かったのですが、本番の模擬評議では、18人中16人が執行猶予付きという判断を下しました。

どのようなメンバーで評議をするかによって、判決が変わる可能性のある、裁判員裁判の一側面を体感できたように思います

また、本活動では参加者に対して事後アンケートを行いました。その中では、「コミュニティコートに参加して将来裁判員候補者に選ばれた場合の裁判員就任に対する気持ちはどのように変化しましたか？」という質問に対し、「一層裁判員に就任したい気持ちが強くなった」という回答が半数近くありました。

この活動が裁判員裁判に対して肯定的な印象を持ってもらうきっかけになればと思います。

3. 感想



当日はたくさんの来場者の方に来ていただき、コミュニティコートを成功させることができました。

参加者の方々は、「人の人生に関わって自分を定めることはすごく重みのあることだし、緊張した」という感想をおっしゃりながら、積極的に意見を伝えてくださいました。

また、題材自体についても、「身近な話題で、すごく現実味が沸いた」という話を聞くこと

ができました。

今回の、模擬裁判ならではのリアリティを、より実感してもらえるように、来年度以降の題材も派手じゃなくても、共感を得られるものにしていきたいと感じました。

また、サークルメンバー自身が裁判や法、被告人を取り巻く環境、制度について十分な知識を持ち、初めて参加する一般の方々をサポートできるよう、学習会も行なっていくと思います。

IV. 「みらい」学ボラ体験から得たもの

～私の未来<児童福祉の道>への確信～

對馬佳穂（弘前大学教育学部 4 年）

はじめまして。弘前大学教育学部 4 年の對馬佳穂と申します。私は「子ども自立センターみらい」（以下「みらい」）で学習支援をしたことをきっかけに、将来児童福祉の道に進むことを決めました。今回この場を借りて、その経緯と思いをお話させていただきます。

私はもともと教員になりたくて教育学部を受験しました。大学に入学してすぐ、教員になるために様々な状況にある子どもたちについて知り、接してみたいと思い、「みらい」へ学習支援に行く活動に参加しました。初めて「みらい」を訪れた時、想像以上に明るく気さくに話し掛けてくれる子どもたちに少し驚いたのを覚えています。学習支援をしていくなかで、日によってテンションが違う子どもの接し方や、なかなか落ち着いて勉強に取り組まない子どもへの接し方に戸惑うことも多くありました。しかし、問題が解けて嬉しそうな子どもの様子や、休み時間に子どもたちと何気ないことについて話をする中で、私自身元気をもらうこともたくさんありました。私はいくつかのサークルとアルバイトを掛け持ちしていたため、連続して「みらい」への活動に参加できたわけではありませんでしたが、子どもたちと接する回数が増えていくうちに、過去の苦しかった経験話してくれる子どももいました。そういった経験のなかでこの活動に参加して得た一番大きなことは、私が今まで生きてきたなかで見たことのないような苦しく残酷な現実が存在し、自分の知らないところでたくさんの子どもの苦しんでいるかもしれないと、気づかされたことでした。

自分の中で大切にしていることとして「子どもが心身ともにのびのびと成長していくためには、誰か 1 人でも心の底から信頼でき、応援してくれる人が必要」ということがあります。特別な事情がある場合を除き、多くの子どもはこういった存在が親になるのではないかと考えています。私自身、辛かったり寂しかったりしたとき、ここが踏ん張り時というときに、何度も親に助けられ、大人になった今、そのありがたさを実感しています。もしそういった存在になる人との関係が上手くいっていない子どもがいるのであれば、その関係をよりよいものにしていく手助けをしていきたいと考え、児童福祉の道に進むことに決めました。

「みらい」の活動に参加したこと、「みらい」の子どもたちと出会えたこと、こういった機会をつくってくださった職員の方や顧問の先生のおかげで、今まで知らなかったことを知り、自分の将来やりたいことを見つけることができました。児童福祉の仕事では、難しいことがこれからたくさん待っていると思いますが、児童福祉の道を志した初心を忘れず

に来春から頑張っていきます。

【会報編集担当より】

青森県立保健大学の児童福祉研究会では平成 28 年度も学習支援活動のみならず、様々な交流や活動を通じて確実な成果を出しています。一方、弘前大学の teens & law の“teens”部門における活動を報告した教育学部の山口さんも、子どもの学習支援、またひとり親家庭への支援など様々な経験を通じて、その子どもの成長に貢献したことはもちろんですが、自分自身の成長もつながっていると思います。また、“law”部門においても地域住民を交えた模擬裁判員裁判を通じて、人を裁くことの重みについて緊張感をもってしっかりと考えることができたようです。

今年度も、学ボラ・模擬裁判など積極的に活動を展開していますので、会員の皆様も、温かい目で活動を見守って頂ければと思います。

● お知らせ

《 teens & law 模擬裁判・模擬評議 》

- ・日時：10月29日（日）13：00～16：00
- ・会場：弘前大学人文社会学部校舎4階多目的ホール

《 裁判員制度シンポジウム 》

- ・題目：「裁判員裁判を地域に根づかせるために」
- ・日時：12月2日（土）14：00～17：30
- ・会場：弘前大学人文社会学部校舎4階多目的ホール
- ・登壇者：藤井剛（明治大学文学部）、宮崎秀一（弘前大学教育学部）、飯考行（専修大学法学部）、法曹関係者、マスコミ関係者、裁判員経験者、学生など
- ・主催：弘前大学人文社会科学部地域未来創生センター、人文社会科学部、教育学部
- ・後援：青森家庭少年問題研究会

《 学習会 》

- ・現在検討中です。
- ・決まり次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」「新刊案内」「書評」「お知らせ」その他の家庭・少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年6月頃を予定しています。

● 事務局より

(編集担当者のコメント)

2017年度もより活発に活動を展開したいと考えています。皆様のご協力をお願いいたします。
(吉村顕真 記)

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文社会学部民法研究室

電子メール：yoshimur (at mark) hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3279

ホームページ：<http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html>